

明石市高齢者日常生活用具給付事業のご案内

1 対象者

在宅のひとり暮らし又は2人以上の高齢者世帯で、下記の要件をすべて満たす世帯が対象です

- ・世帯の全員が要介護認定「要介護1～5」の認定を受けていること
- ・世帯のうち総所得額の最も高い者が市民税非課税であること



2 申請から用具給付までの流れ

- ① 高齢者総合支援室に申請書を提出してください。2次元コードからも申請できます。
- ② 高齢者総合支援室で審査し、給付が決定した場合には、給付決定通知書を対象者(申請者)へお送りします(対象要件に該当しない場合は、不承認通知書をお送りします)
- ③ 用具の給付について、給付決定通知書に記載の納入業者へ対象者(申請者)から連絡し、給付希望日時の調整を行ってください
- ④ ご希望日に納入業者がご自宅を訪問し、希望された用具を給付します。対象者(申請者)は納入業者が提示する給付券に署名してください

3 給付用具

(※ 過去に用具の給付を受けた方は、同じ種目の用具を再給付することはできません)

◎電磁調理器

寸法(約):幅30.4 cm × 奥行 34.5 cm × 高さ5.4 cm

仕 様:見やすく操作しやすい斜めボタンです(操作部の各ボタンには、機能を意味する点字が入っています)

消し忘れ防止機能、異常過熱防止機能付きです

コードに足や手を引っ掛けても、コードが外れるマグネットコードです

◎火災警報器

寸法(約):直径 約10cm × 高さ 約2.5cm

仕 様:見やすい大きな操作ボタンです

火災の煙を検知すると、警報音でお知らせすると同時に作動灯(赤)が連続で点滅します

◎自動消火器

寸法(約):直径 9.6 cm × 高さ46cm

仕 様:台所の壁面に取り付けるタイプの消火器で、コンロ火災(1口分)を検知すると自動で消火剤が放射されます

(※消火器を壁面に固定する金具取付の為に壁に穴を開ける場合があります。予めご了承ください)

4 費用

用具の設置に要する費用は、全額市の負担です。用具設置後の維持・撤去・付け替えなどに要する費用は対象者の負担になります

【お問い合わせ】

明石市 福祉局 高齢者総合支援室 高年福祉係

住 所:明石市中崎1丁目5番1号

電 話:078-918-5288 FAX:078-918-5106